

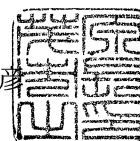
茂原市公告第 18 号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告します。

令和4年4月8日

茂原市長 田中 豊彦



記

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託
- (2) 委託期間 契約日の翌日から令和6年3月31日まで

2 参加資格、審査、手続き等

別添「茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託プロポーザル実施要領」によります。

3 その他

- (1) 詳細は、「茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託プロポーザル実施要領」を確認してください。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。



茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、茂原市農業集落排水事業（以下、「本事業」という。）の財務状況の明確化及び透明性の向上を図り、経営の効率化と健全化を推進するために、本事業への、地方公営企業法の適用（以下、「法適用」という。）に必要な基本方針の策定、固定資産の調査及び評価、公営企業会計システムの導入並びに法適用に係るあらゆる支援を行うことを目的とする。

本実施要領は、公募型プロポーザル方式により本業務の受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 プロポーザル方式の採用について

（1）プロポーザル方式を採用する理由

法適用は、あらゆる公営企業において画一的な手法により行いうるものではなく、各公営企業の置かれた状況に即して行うことが望ましいと考えられ、民間事業者の有する創意工夫や公営企業会計に係る専門的な知識と経験を必要とする業務である。

民間事業者の専門的な知見による提案を求めることにより、本事業にとって最適と判断される事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

（2）プロポーザル方式の方法及び理由（指名型又は公募型）

広く公募することにより、より多くの募集者の中から最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式とする。

4 業務の概要

（1）業務内容及び仕様

業務内容は、基本方針策定業務、固定資産調査及び評価業務、公営企業会計システム導入業務、移行支援業務とする。

各業務の仕様は、「茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託仕様書（案）」に定める。

なお、「茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託仕様書（案）」は、受託候補者決定後、提案内容に応じて適宜修正するものとする。

（2）業務場所

茂原市道表1番地 茂原市役所

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 提案限度額

本業務の提案限度額の年度ごとの内訳は以下のとおりである。

令和4年度：45,900,000円（消費税及び地方税込み。）

令和5年度：32,536,000円（消費税及び地方税込み。）

合計：78,436,000円（消費税及び地方税込み。）

※提案限度額は予定価格を示すものではない。

(5) システム使用契約について

本業務において導入した公営企業会計システムについては、法適用後、システムの使用及び保守等に係る契約を別途締結する予定である（初回予定契約期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（60月））。

5 スケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザル方式実施の公示	令和4年4月 8日（金）
実施要領、募集要項及び仕様書（案）の公表（市公式ウェブサイト）	令和4年4月 8日（金）
公募に関する質問の受付期間	令和4年4月 8日（金）～4月15日（金）
公募に関する質問に対する回答	令和4年4月22日（金）
応募申込受付期限	令和4年5月 6日（金）午後5時15分（必着）
参加資格の審査結果の通知	令和4年5月27日（金）
企画提案に関する質問の受付期間	令和4年5月30日（月）～6月 3日（金）
企画提案に関する質問に対する回答	令和4年6月10日（金）
企画提案書等提出期限	令和4年6月17日（金）午後5時15分（必着）
1次審査（書類審査）結果通知	令和4年7月上旬
2次審査（プレゼンテーション及び実機操作）	令和4年7月中旬（日時は対象者に別途通知する）
結果通知（受託候補者の選定）	令和4年7月下旬

※スケジュールの変更が生じた場合は市公式ウェブサイトに掲載して告知する。

6 参加資格

次の要件の全てを満たしていること。

- (1) 公告日において、令和4・5年度茂原市入札参加資格者名簿（委託）の大分類「情報処理」、中分類「計算処理」及び「システム運用」に登録されている者で、公告日から契約日までの期間において、茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和63年7月1日制定）による指名停止又は茂原市契約に関する暴力団対策

措置要綱（平成27年茂原市告示第6号）による指名除外を受けている期間中でないこと。

(2) 次の各号に掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本委託業務の公告日の前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

オ 茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱（平成27年茂原市告示第6号）に規定する措置要件に該当する者

(3) 国、県、市税等の滞納がないこと。

(4) 応募申込の時点で、次に掲げるア、イ及びウの要件を満たす者であること。

ア 千葉県内の地方公共団体が発注した次に掲げる業務（下水道事業に関するものに限る。）のいずれかを行った実績を有すること。

1) 法適用に関する支援業務

2) 公営企業会計システムの導入・構築業務

3) 法適用に係る固定資産の調査及び評価業務

イ 次に掲げる資格を有すること。

1) JISQ9001又はISO9001（品質マネジメントシステム）

2) JISQ27001若しくはISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はJISQ15001（プライバシーマーク）

ウ 業務の遂行にあたって、公営企業会計関係業務の実績を有する公認会計士又は税理士からアドバイスを受けられる体制を整えていること。

7 応募方法

本プロポーザルへの応募は、応募申込書その他の書類を提出することにより行うものとする。提出書類、提出方法、提出場所及び募集期間は募集要項に明記するものとする。募集要項は市公式ウェブサイトに掲載するほか、茂原市経済環境部農政課において配布する。

8 提案方法

募集期間終了後、本プロポーザルへの応募者の参加資格を審査委員会において審査し、その結果を各応募者に書面にて通知する。応募者のうち、参加資格があると認

められた者（以下、「参加者」という。）は、期限までに企画提案書等を提出し、提案を行うものとする。

2次審査においては、参加者は、企画提案書等の内容についてのプレゼンテーションを行う。また、審査委員会に置かれる実機操作審査委員が公営企業会計システムの実機操作を行い、システムの性能や特長に関する評価を行う。

企画提案書等の作成方法、提出方法、提出期限その他提案方法に関する詳細事項及び2次審査の実施方法に関する詳細事項については募集要項に明記するものとする。

9 評価方法

選定に係る審査は、茂原市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。審査委員会には審査委員及び実機操作審査委員を置く。

審査における評価項目及び点数配分等の詳細は評価基準に明記する。評価基準は審査委員会において定める。

審査は1次審査及び2次審査の2段階に分けて行い、1次審査における得点の上位3者を合格とし、2次審査の対象とする。各審査の概要は下表のとおりとする。

1次審査及び2次審査の各得点を合計した総合得点が最も高かった参加者を受託候補者として選定する。

各審査において同一得点の参加者が複数いた場合は、本業務に係る見積書の金額のより低い者を上位とし、当該金額も同一の場合は審査委員会にて順位を決定する。

	評価区分	採点方法
1次審査	実績、資格、見積額等（定量的項目）	事務局にて採点し審査委員会へ報告
	企画提案書等の内容（定性的項目）	審査委員が採点
2次審査	提案に関するプレゼンテーション	審査委員が採点
	公営企業会計システム実機操作	実機操作審査委員が採点

10 審査結果の通知及び公表

1次審査の結果は、参加者全員へ書面にて通知するとともに、市公式ウェブサイトにて、社名を秘匿した上で各参加者の評価点を公表する。1次審査の合格者には2次審査の日程及び会場等を合わせて通知する。

2次審査の結果及び最終的な選定結果については、2次審査の参加者全員へ書面にて通知するとともに、市公式ウェブサイトにて公表する。市公式ウェブサイトでは、受託候補者については社名及び総合評価点を、それ以外の参加者については社名を秘匿した上でそれぞれの総合評価点を公表する。

11 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者と仕様及び契約条件等について交渉の上、随意契約を締結する。なお、契約の締結にあたり、再度見積書の提出を依頼する。
- (2) 受託候補者との契約が成立しなかった場合には、次点の参加者と契約交渉を行う。

12 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 1参加者が複数の提案を提出した場合
- (3) 提案限度額を超える見積書を提出した場合
- (4) 2次審査のプレゼンテーションの開始時間において会場にいなかった場合
- (5) 参加者が、受託候補者選定までの間に参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (7) 審査の公正性を害する行為があったと市が認める場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (3) 本プロポーザルの参加者が参加を辞退する場合は、参加辞退届を速やかに提出すること。
- (4) 審査及び選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切認めない。
- (5) 本市が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏洩をしてはならない。
- (6) 提出された企画提案書等は、茂原市情報公開条例(平成24年茂原市条例第20号)に基づく公開請求の対象となる。
- (7) 本プロポーザルの参加にあたり、参加者に生じた損害等については、市は一切その責を負わない。
- (8) 郵便事故及び電子メール等の通信事故については、市は一切その責を負わない。
- (9) 公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。
- (10) 本実施要領に規定のない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本市が判断する。

14 問い合わせ先

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地
茂原市役所経済環境部農政課基盤整備係

電 話：0475-23-2111 (代表) (内線：7611)

0475-20-1526 (直通)

FAX：0475-20-1604

E-mail：nousy@city.mobara.chiba.jp